

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	第一看護学科	夜・通信	97 単位	9 単位	
専門課程	第二看護学科	夜・通信	67 単位	9 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>本学ホームページに「授業科目及びシラバス」を2019年9月2日に公開する予定である。この「授業科目及びシラバス」には、授業科目、単位数、時間数、担当講師、実務経験、開講学年を示している。また、実務経験のある教員が担当する授業科目に○をつけて示している。</p> <p>ホームページアドレス            第一看護学科：  <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1562651985762/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1562651985762/index.html</a>            第二看護学科：  <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1563340214906/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1563340214906/index.html</a></p>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由) なし

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	広島市立五施設代表者会議
役割	実習病院としての地方独立行政法人広島市立病院機構の4病院と広島市立看護専門学校との協議及び職員の資質向上を目的とした組織である。この会議においては、学生の進路に関する相談や、学生教育に関する内容について検討している。さらに、実習病院からの意見を取り入れながら学校運営に生かしている。しかし、現在の規程では、審議事項、構成員の定数および、構成員の選任に関する内容が不十分であることから、2020年4月1日までに、五施設代表者会議の規程に、審議事項、構成員の定数および、構成員の選任を示す内容を加え、整備する。

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院 副院長・看護部長	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理者
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院 副院長・看護部長	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理者
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院 総看護師長	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理者
地方独立行政法人広島市立リハビリテーション病院 総看護師長	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理者
地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 参事	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理担当部門 管理者
地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 経営管理課 看護管理担当 主幹	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理担当部門担当者
地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 経営管理課 看護管理担当 主査	所属施設の任期に準じる	実習病院看護管理担当部門担当者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>第一看護学科教務係長及び第二看護学科係長から担当領域のリーダーであるカリキュラム担当教員に授業計画(シラバス)の検討及び作成を依頼する。 各領域の担当教員は、作成様式に則り、授業科目名、単位数(時間数)、開講時期、授業の目的・目標(ねらい)、授業計画(内容)、使用テキスト・参考文献、成績評価の方法を記載し、シラバス作成担当教員が確認後、前年度の3月に製本し、新年度に各教師、講師、学生に配布している。 また、シラバスは、令和元年9月2日に公開予定である。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>本学ホームページで公表する。 ホームページアドレス 第一看護学科：<a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1562651985762/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1562651985762/index.html</a> 第二看護学科：<a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1563340214906/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1563340214906/index.html</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>在学している学生の単位認定については、「広島市立看護専門学校単位認定会議要領」に則り、校長、副校長、第一、第二教務係長、専門員、総務課長、総務課長補佐で構成する「単位認定会議」にて協議し、校長が認定している。 成績評価及び評価の基準は、学生便覧に掲載しており、「成績評価要綱」に基づき、試験を実施し、成績評価及び評価の基準をもとに成績評価をしたうえで、履修認定をしている。</p> <p>学業成績については、学則にも定めている。 *学則 第5章 第15条(学業成績) 学業成績は、試験、実習その他の成績により評価する。 2 前項の評価は、所定の授業時間の3分の2以上出席した授業科目について、これを行う。 *学則 第5章 第15条の2(単位の授与) 授業科目を履修し、前条第1項の評価により合格した学生には所定の単位を与える。</p>	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

科目の成績評価は、「成績管理要綱」に定められている成績の評価及び合否の基準に沿って評価している。具体的な評価方法は、試験（筆記・口述・レポート・実技等）（以下「科目試験」という）である。実習についても同様に、「成績管理要綱」に定めている成績の評価及び合否の基準に沿って、臨地実習ごとに評価している。

本校の成績評価基準とG P (Grade Point) は、下表の通りであり、「学生便覧」に「成績の評価及び合否の基準」として評価、得点、合否を示している。G P A (Grade Point Average) の算出方法とG P A指標は、従来の成績評価基準とともに次年度から「学生便覧」に掲載する予定である。

評価	得点	合否	G P (Grade Point)
A	90 点以上	合格	4
	80 点～89 点		3
B	70 点～79 点		2
C	60 点～69 点		1
D	59 点以下	不合格	0

学生個人のG P Aは、今年度から成績表に明示するようにした。年度末には、学生と保護者に成績表とともに当該学年のG P A分布表とG P A指標を送付予定である。

る。

学生自身が学修成果を把握するために、各学生個人が、自己のG P Aを学年全体のG P A分布表とG P A指標に照合することで、学内での自己の成績の総体的な位置づけがわかるようにした。

ホームページに、本校の成績評価基準と、G P A算出方法とG P A指標を令和元年9月2日に公表する予定である。

今回の提出資料は、前年度の第一看護学科3年生のG P A分布表を作成した。

客観的な指標の算出方法の公表方法

「学生便覧」にA～Dの評価の基準は掲載している。G P Aの評価の基準は、算出方法を含めて次年度の「学生便覧」に掲載予定である。また、G P Aの基準や算出方法については、「成績管理について」として令和元年9月2日に、ホームページにて公表する予定である。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業に係る単位の修得については、広島市立看護専門学校学則の第16条（卒業の認定）に掲載している。その内容は、学校に3年以上在学し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する（学則 第5章 第16条）である。

また、卒業の認定については、校長、副校長、第一、第二教務係長、専門員、総務課長、総務課長補佐で構成する「卒業認定会議」にて協議し、校長が認定している。

卒業の認定については、ホームページに「卒業認定について」という項目を設け、2019年9月2日より公表予定である。

卒業の認定に関する方針の公表方法

学生全員に配布している「学生便覧」に（卒業の認定）について、学則第16条として示している。ホームページに、「卒業の認定について」という項目を設け、2019年9月2日に公表予定である。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 財務諸表等→削除

2. 教育活動に係る情報（第一看護学科）

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第一看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	全日 制	97 単位時間／単位	単位時間 74/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位	単位時間 /単位	
			97 単位時間／単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240人	247人	0人	20人	90人	110人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>本校は、1. 豊かな人間性や倫理的配慮をもって、地域社会に貢献できる看護師を養成する。2. 専門職者として、自己教育力をもって自律できる看護師を養成する。3. 時代のニーズに対応し得る看護の専門的知識・技術・臨床判断能力を備えた看護の実践者を育成するという3つの教育理念を掲げている。そこから、教育目的を「豊かな人間性を培い、看護の専門的知識・技術・態度を修得し、自己研鑽できる看護の実践者を育成する」と掲げ、教育目標を、（1）看護の実践者としての基礎的知識・技術・態度を身につける。（2）社会の動向を把握するとともに、保健医療チームの一員として自己の役割を認識し協力できる。（3）主体的に学習に取り組み、自己成長できる基礎を身につける。（4）個としての人間を尊重し、人間性豊かな社会人として成長できる基礎を身につける。この4つの教育目標から、授業科目別教育目的を作成し、授業科目を選定し、カリキュラムを作成している。</p> <p>授業方法は、講義と演習、ロールプレイング、グループワーク、臨地実習等で構成されており、各科目の詳細についてはシラバスと臨地実習要綱に示している。また、年間の授業計画は、学生便覧に掲載している。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>広島市立看護専門学校学則 第5章 第15条に示されているように、学業の成績は、試験、実習その他の成績により評価する。各授業科目の評価方法については、シラバスに明示されているように、筆記試験、提出物、出席状況などによって総合的に評価する。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価する。</p>
卒業・進級の認定基準

<p>(概要)</p> <p>広島市立看護専門学校学則 第5章 第16条に示されているように、学校に3年以上在籍し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価する。</p>
学修支援等
<p>(概要)</p> <p>本校では、1年生は担任制、2年生・3年生はチューター制（少人数の学生を1名の教員が担当となり、サポートする）を導入し、担当教員が中心となって学生生活のサポートに努めている。担当教員以外も、困ったこと、悩んでいること、不安なこと等があれば、相談ができる体制を整えている。また、専門家への相談が必要な場合や、学生自らがスクールカウンセラーへの相談ができるように、カウンセラーが全学生に向けてオリエンテーションを行い、周知に努めるとともに、毎月2回相談窓口を設けて、学生の支援体制を構築している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
2019年3月時点			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
73人 (100%)	1人 ( 1.4%)	71人 ( 97.2%)	1人 ( 1.4%)
(主な就職、業界等) 広島県内外の医療施設。			
(就職指導内容) 3年生は、チューター制度を導入しており、各看護教員が10名程度の学生を担当し、個別に進路の相談を行っている。また、3年生には「就職担当教員」を定めており、全学生の就職状況の把握とサポートを行っている。他に、学校内で就職ガイダンスを実施し、学生の就職先決定を支援している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所・養護教員養成課程受験資格、大学編入学受験資格、看護専門士の資格。			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
245 人	1 人	0.4 %
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 1年生は、担任制を導入し、2年生、3年生は、一人の教師が10名程度受け持つチューター制を導入し、学生の相談に乗るとともに、学生個人と面接を行い、学生の悩み等の把握に努め、必要時保護者との連携を図るなど対応を行っている。また、必要と判断した場合には、スクールカウンセラーの紹介を行い、専門家への相談ができるようにしている。		

## 2. 教育活動に係る情報（第二看護学科）

### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第二看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間 定時 制	67 単位時間／単位	単位時間 51/単位	単位時間 /単位	単位時間 16/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			67 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		118人	0人	9人	77人	86人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 第一看護学科と同様
成績評価の基準・方法
（概要） 第一看護学科と同様
卒業・進級の認定基準
（概要） 第一看護学科と同様
学修支援等
（概要） 第二看護学科は、1年生・2年生は担任制、3年生はチューター制（少人数の学生を1名の教員が担当となり、サポートする）を導入し、担当教員が中心となって学生生活のサポートに努めている。担当教員以外も、困ったこと、悩んでいること、不安なこと等があれば、相談ができる体制を整えている。また、専門家への相談が必要な場合や、学生自らがスクールカウンセラーへの相談ができるように、カウンセラーが全学生に向けてオリエンテーションを行い、周知に努めるとともに、毎月2回相談窓口を設けて、学生の支援体制を構築している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
2019年3月時点			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
39人 (100%)	0人 ( 0.0%)	39人 ( 100%)	0人 ( 0.0%)
（主な就職、業界等） 広島県内外の医療施設。			

(就職指導内容) 3年生は、チューター制度を導入し、各看護教員が10名程度の学生を担当し、個別に進路の相談に乗っている。また、「就職担当教員」を定め、学生の就職状況の把握、就職支援を行うように努めている。他に、学校内で就職ガイダンスを実施し、学生の就職促進に努めている。
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所・養護教員養成課程受験資格、大学編入学受験資格、看護専門士の資格。
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
119 人	0 人	0.0 %
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 1年生、2年生は担任制を導入し、3年生は、一人の教師が10名程度受け持つチューター制を導入し、学生の相談に乗るとともに、学生個人と面接を行い、学生の悩み等の把握に努め、必要時保護者との連携を図るなど対応を行っている。また、必要と判断した場合には、スクールカウンセラーの紹介を行い、専門家への相談ができるようにしている。		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
第一看護学科	市内 5,650 円 市外 8,470 円	132,000 円	教材費 160,000 円/3年	教科書代、実習衣代必要
第二看護学科	市内 5,650 円 市外 8,470 円	87,600 円	教材費 160,000 円/3年	教科書代、実習衣代必要
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				



b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
<p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>本学のホームページアドレス「学校自己評価」に掲載し、公表している。  <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531894012951/files/H30jikohyuka.pdf">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531894012951/files/H30jikohyuka.pdf</a></p>		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
<p>学則第1条の2第1項「学校は、教育水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づき、平成16年度から取り組んできた学校自己評価を継続する（前条：学則第1条「広島市立看護専門学校は、学生に対し、看護師として必要な知識、技術を習得させ、医療の普及及び向上に貢献しえる有能な人材を育成することを目的とする」）。方法は、第一段階として、学生から評価を求めるとともに、学校運営、教育活動、学生支援、教職員の育成、入学・国家試験・就職、地域との連携・社会活動の6項目を自己評価する。その内容を集計し、数値化する。外部評価者は、公益社団法人広島県看護協会、広島市教育委員会、広島市立看護専門学校スクールカウンセラー、地方独立行政法人広島市立病院機構の4病院の看護部及び看護科らの外部関係者から構成されており、「学校運営目標に関して」「活動内容に関して」「自己評価結果（「数値評価に関して」）」「その他意見・要望等」の4項目について客観的評価を得ている。外部からの意見を受けて、時代の要請に答え得る看護実践者の養成のために、さらなる組織成長を目指す。今年度は外部評価からの意見を受けて「社会人基礎力の育成」を目標に掲げた。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人広島県看護協会	所属施設に準じる	広島県看護協会協会長
広島市教育委員会	所属施設に準じる	指導第二課長
広島市立看護専門学校スクールカウンセラー	本校との契約期間に準じる	スクールカウンセラー
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	所属施設に準じる	副院長・看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	所属施設に準じる	副看護部長 キャリア支援室室長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	所属施設に準じる	副院長・看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	所属施設に準じる	教育担当副看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	所属施設に準じる	総看護師長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立リハビリテーション病院	所属施設に準じる	総看護師長
学校関係者評価結果の公表方法		
<p>学校関係者評価を記載した「学校自己評価」をホームページに掲載している。</p> <p>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)</p> <p>ホームページアドレス  <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531894012951/files/H30jikohyuka.pdf">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531894012951/files/H30jikohyuka.pdf</a></p>		

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

広島市立看護専門学校ホームページアドレス

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531894012951/files/H30jikohyoka.pdf>